

守谷市市有財産有料駐車場設置場所一時貸付の一般競争入札に関する公告

守谷市市有財産有料駐車場設置場所一時貸付の一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令第167条の6第1項及び守谷市契約事務規則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月28日

守谷市長 松丸 修久

1 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 有料駐車場の設置業務において、自ら管理・運営する5年以上の実績を有し、かつ公共駐車場の施設の経営に必要な知識、経験を有していること。
- (7) 駐車場の管理を行うためにふさわしい信用力、資力、経営力を有しており、経常利益が直近3年間赤字ではない者であること。
- (8) 国税、都道府県民税及び市町村民税の未納がないこと。
- (9) 下記13(3)の一般競争入札参加申請に必要な書類を全て提出すること。

2 入札に付する事項等

- (1) 件名

守谷市市有財産有料駐車場設置場所一時貸付

- (2) 駐車場の貸付場所及び面積等

①貸付場所

守谷市御所ヶ丘一丁目3番地の一部（新守谷駅前ロータリー内）

②面積

158㎡

③最低貸付料

350,760円/年

3 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。

4 貸付条件

(1) 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 貸付料

採用された入札金額をもって年額貸付料とし、各年度当初に市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納入すること。

(3) 一時貸付物件の用途等

一時貸付物件は、「有料駐車場設置運営事業」の用途に供さなければならない。

※1 平面駐車場（月極、時間貸しは問わない。）とする。

※2 月極の契約台数は、駐車可能台数の10分の5以下とする。

※3 自動車の種類は普通自動車に限るものとする。

(4) 利用できる設備

電気設備等は、貸付物件脇電力量計BOXを利用すること。

（100V30A引込済）

(5) 費用及び経費

有料駐車場の設置・運営に伴う工事費用その他必要とされる一切の経費については、設置事業者の負担とする。

(6) 電気料

設置事業者が電気事業者と自ら契約し負担すること。

(7) 設置条件

駐車スペースは、指定した貸付物件を越えないこと。

(8) 駐車場の掲示

一時貸付物件に看板等を設置し、利用規約及び緊急連絡先などを明記すること。

なお、掲示物や制御盤等を貸付物件の外に設置する時は、貸付料の他に占有料（1㎡当440円／月）を支払うこと。

(9) 一時貸付物件の引渡し及び返還

一時貸付物件は、貸付期間の初日（午後1時～午後5時）に現況有姿の状態で引き渡す。返還時は、原状に回復すること。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

5 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- (1) 定期的に駐車場内の清掃を行い、常に良好な状況を維持すること。
- (2) 無人管理の場合、駐車場内に防犯カメラ等で適時、駐車場内が状況把握できる体制を整備すること。
- (3) 機器の故障や問い合わせについての連絡先を表示し、設置事業者の責任において対応すること。
- (4) 災害等により駐車スペース及び機器が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。

6 使用上の制限

- (1) 有料駐車場を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (2) ユニバーサルデザインに配慮すること。
- (3) 設置事業者が設定しているアプリ等で、駐車場利用者が随時空き状況を確認できること。
- (4) 設置する駐車場は、環境に配慮すべき公共施設内にあることに鑑み、環境負荷を低減した機器を設置すること。
- (5) 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに工事を実施し、開設後は、その開設した旨を施設管理者に報告すること。
- (6) 電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに施設管理者に報告し、検査を受けること。
- (7) 有料駐車場（電源確保のため設置した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- (8) 駐車料金は、近隣の料金を考慮し決定すること。
- (9) 上記の使用上の制限に違反した場合には、貸付料総額（落札金額×5箇年＋消費税及び地方消費税）の100分の30に相当する額を、違約金として市に支払うこと。

7 市有財産一時貸付契約の解除

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、契約を解除とする。
 - ① 市の都合により契約を取り消す必要が生じた場合。
 - ② 契約条項に違反する行為があると認める場合。
 - ③ 設置事業者が入札参加資格を失った場合。
 - ④ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合。
- ②～④の事由の場合、納入済の貸付料は還付しない。

8 自己都合による駐車場設置事業からの撤退

設置事業者は、貸付期間が満了する前に自己の都合により駐車場設置事業から撤退しようとする場合は、撤退しようとする日の3か月前までに市に書面により通知すること。

この場合、納入済の貸付料は還付しない。

9 貸付場所の原状回復等

契約の解除等により一時貸付物件を返還する場合は、原状に回復して施設管理者の確認を受けなければならない。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することができない。

10 有料駐車場設置に伴う事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 募集要項の配布期間及び場所

- (1) 期間 令和4年1月28日（金）から令和4年2月18日（金）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場所 守谷市役所総務部管財課管財契約グループ

※募集要項等は、守谷市ホームページからもダウンロード可。

12 質疑書の提出及び回答について

入札等の内容に関する質疑書の提出については、メールにて行うものとし、送付後は電話で受領の確認を行うこと。回答は、市公式ホームページにて公表する。

- (1) 質疑書受付期間

令和4年2月7日（月）から令和4年2月9日（水）の午前9時から午後5時（必着）までとする。

- (2) 質疑書の提出先

守谷市役所 総務部管財課管財契約グループ

電子メールアドレス kanzai@city.moriya.ibaraki.jp

- (3) 質疑書の回答

受付期間内に提出された質疑書については、令和4年2月14日（月）までに、市公式ホームページにて公表する。

13 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請に係る書類を申請場所に提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

- (1) 申請期間

令和4年2月16日（水）から令和4年2月18日（金）までの午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までを除く。）

- (2) 申請場所

守谷市大柏 950 番地の 1

守谷市役所総務部管財課管財契約グループ

電話：0297-45-1795（直通）

(3) 申請書類（提出各1部）

	提出書類	備考
①	一般競争入札参加申込書	※別紙 様式第1号
②	誓約書	※別紙 様式第2号
③	有料駐車場実績調書	※別紙 様式第3号
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
⑤	印鑑登録証明書	
⑥	国税に未納がないことを証する納税証明書（「その3の3」）	
⑦	都道府県民税に未納がないことを証する納税証明書	
⑧	市町村民税に未納がないことを証する納税証明書	※ 守谷市に納税義務がある場合、納税証明書を添付
⑨	直近3期分の貸借対照表及び損益計算書	

※1 ④，⑤，⑥，⑦，⑧については，発行後3か月以内の原本とする。

(4) 申請方法

申請期間内に，申請に必要な書類を提出場所に直接持参するものとし，郵送，電話，ファックス，インターネットによる受付は行わない。

なお，提出書類は返却しない。

14 入札参加資格の確認等

上記13(3)の申請書類による入札参加資格の有無を確認し，令和4年2月24日（木）までに一般競争入札参加資格決定通知書を送付する。

15 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年2月28日（月）午前10時

(2) 場所

守谷市大柏937番地の2

守谷中央図書館 集会室1

(3) 入札方法

別添「入札説明書」のとおりとする。

16 入札結果の公表

入札の結果については、入札参加者名、入札金額を市のホームページで公表する。

17 問い合わせ先

- ・入札に関すること

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

守谷市役所総務部管財課管財契約グループ

電話 0297-45-1795 (直通)

FAX 0297-45-2804

- ・募集要項に関すること

守谷市役所都市整備部建設課

電話 0297-45-2094 (直通)

FAX 0297-45-2804